

議案第2号

日向延岡新産業都市計画 臨港地区の変更について

(議案書 P10 ~ P14)

9

臨港地区について

●「臨港地区」とは

都市計画法第8条「地域地区」のひとつ
→ 港湾を管理運営するために定める地区

【都市計画区域内】

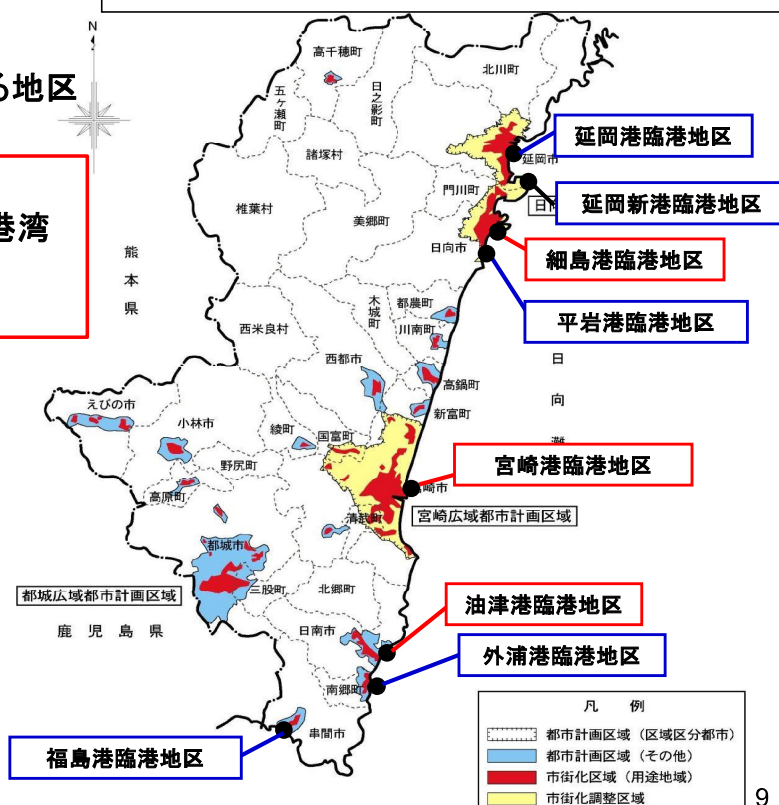
国際戦略港湾・国際拠点港湾、重要港湾
→ 臨港地区は**県**が定める
(細島港、宮崎港、油津港)

【都市計画区域内】

その他の港
→ 臨港地区は**市・町**が定める

(都市計画法第23条第4項)
港湾管理者が申し出た港湾計画
に基づいて定める。

都市計画法に基づく「臨港地区」の位置図



9

臨港地区の変更箇所について



航空写真
航空写真: 国土地理院

臨港地区
臨港地区に指定する区域
(約0.9ha)



今回、臨港地区に指定する区域

公有水面埋立法のに基づき整備された
ふ頭用地
⇒港湾施設として維持管理していく

【細島港】

臨港地区: 約282.4ha



(0.9ha増)

約283.3ha